

令和4年(2022年)6月30日
子ども文教委員会資料
子ども・若者支援センター児童福祉課
子ども教育部子育て支援課

区等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

決定取消等請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区外1名

3 訴訟の経過

令和4年(2022年)4月 3日 東京地方裁判所に訴えの提起

5月18日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、東京都の児童相談所及び中野区の支援施設が原告及び原告の子に必要な支援を行わなかったことにより精神的苦痛を受けたなどと主張し、原告の子に対する児童福祉施設入所措置決定の取消しを求めるとともに、3,282,260円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨

(1) 原告の子に対して東京都の児童相談所長が行った児童福祉施設入所措置決定を取り消す。

(2) 被告らは、原告に対し、連帯して、金3,282,260円を支払え。

(3) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。